

提言 2009年度 社会保障改革委員会(清田瞭委員長)

持続可能な介護保険制度に向けた抜本的改革を ～公的介護保障の見直しと介護を自立した産業にするための環境整備～

社会保障改革委員会では、6月28日に提言「持続可能な介護保険制度に向けた抜本的改革を」を発表した。制度発足から10年、今後も介護サービスへの需要が一層高まると予想される中、財政やサービスの提供面で持続性を高めることは喫緊の課題であるとし、制度の抜本的改革、また介護を自立した産業とするために必要な環境整備についても提言した。

*詳しくは<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2010/100628b.html>

I 目指すべき社会保障制度

① 少子高齢化が進む中でも

持続可能な社会保障制度を確立する

- ・ 制度の構造的改革：ナショナルミニマムを保障する公的制度と、それを超えて、自己責任、自助努力を基本に、民間の力を活用する制度とに分ける。ナショナルミニマムの確実な保障により、社会保障制度への国民の信頼を高める。
- ・ 社会保障の財源確保：増加する社会保障費の財源を賦課方式で賄う制度は、将来にわたり持続不可能である。財源は国民で広く負担し、受益と負担における世代間、世代内の格差を縮小、是正する。

② 社会保障の水準

- ・ 経済の状況、財政健全化の必要性、国民負担率の増加抑制を踏まえた水準にし、それに応じて受益と負担の関係を均衡させる。

③ 社会保障制度の一体的改革

- ・ 2013年度には社会保障制度を一体的に改革し、給付総額の伸び率を、改革前を基準に名目成長率以下に抑制する。

④ 個人番号制度の導入

- ・ 社会保障費の財源負担の公平性を高めるためには、所得捕捉、給付と負担の把握が必要であり、税と社会保障への個人番号制度の導入が不可欠である。

II 持続可能な介護保険制度に向けて

1 介護保険財政の持続性の向上

① 保険対象となるサービスの重点化と自己負担割合の引き上げ

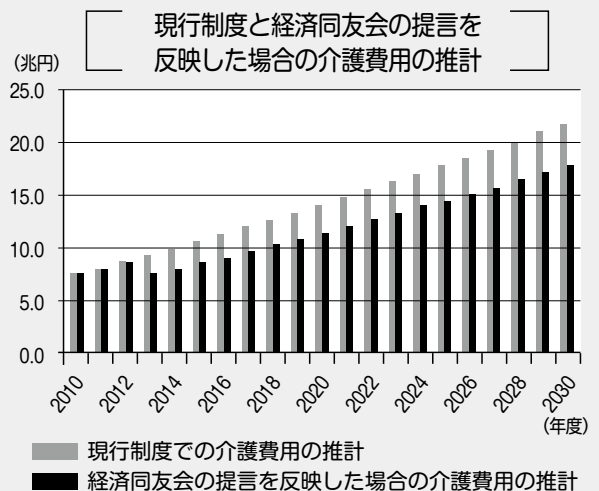
- ・ 介護予防サービスが提供される要支援1・2と、比較的軽度な要介護1の利用者へのサービスは保険の対象外とする。
- ・ 自己負担を介護サービス費用の1割から2割に引き上げる。

経済同友会の提言の実現による財政的持続性の向上(簡単な試算) ※試算の経済前提：名目経済成長率は中期的に1.5%

- ・ 要支援1・2、要介護1のサービスを保険対象外とする。
- ・ 自己負担を介護サービス費用の1割から2割に引き上げる。

実現した場合

- ・ 2030年時点の介護費用は約17.7兆円、給付費は約15兆円になる。
- ・ 給付費の5割に税(公費)を充て、これを賄う税収が経済成長率に比例して増えるとした場合、2020年ごろまでは必要な財源を確保できるが、2030年ごろには消費税率に換算して約0.5%が不足する。ただし、介護サービスでのイノベーションの推進等により効率化を図り、2030年時点での介護費用を約1割圧縮すれば、税の不足が生じなくなる。



②給付の適正化・効率化と 高齢世代での負担の分かち合い

- ・要介護度の認定方法を透明性、公平性を高める視点から見直す。
- ・低所得者の施設利用における介護保険からの補足給付を見直し、生活保護制度で支援する。
- ・個人番号制度を導入し、医療と介護の給付と負担を個人勘定で管理することを前提に、給付超過の場合は、死亡時に相続税を通じて負担を求めることも考えられる。

③被保険者、受給者の対象は 現行制度を堅持

- ・給付と負担の関係が希薄になることから、若年世代を介護保険制度に加入させ、保険料負担を求めるべきではない。

④保険財政の安定化に向けた 保険者規模の拡大

- ・将来的には介護保険制度の運営主体を、道州制の下で現在の市町村よりも広域化した基礎自治体が担う。

2 介護サービスの提供のあり方

①施設整備のあり方の見直しと民間の活用

- ・介護保険施設への株式会社等、多様な経営主体の参入を促す。社会福祉法人に対する公的助成や税制面での優遇措置等はなくし、経営主体者間での競争を同一条件の下で行う。
- ・施設で介護を受ける場合も、要介護度が同じであれば在宅介護の場合と支給額を同程度にとどめ、それを超過した費用分は全額自己負担とする。また、学校や社宅等の介護施設への転用等を促進し、施設の建設費や運営費を抑制する。

②在宅介護の改善

- ・介護保険財政の規模は拡大せずに、現物給付と現金給付の併用の導入を検討する。
- ・在宅介護サービスの標準化、サービスの広域展開を図る。
- ・医療と介護の連携を強化するために、利用者の視点に立ち双方のサービスを円滑に提供する仕組みを作る。
- ・要介護度の維持・改善に向けた取り組みが進むように、事業者に対する第三者評価を促進し、維持・改善についての評価を利用者に分かりやすく提示する。

3 介護事業発展のための施策

①人材の確保、処遇のあり方

- ・より専門性の高い知識や技術に基づく付加価値の高いサービスを提供することにより、介護が高い専門性を必要とする職業であるという認識を社会的に広める。
- ・キャリアパスを明らかにし、携わる人材が将来の展望を描きやすくする
- ・経済連携協定(EPA)にもとづく看護師・介護福祉士候補者の資格取得では、日本語習得に要する期間を踏まえ、資格取得前の在留期間を延長することや、介護福祉士の試験においては、専門用語の理解度を英語で確認するといった方法を検討する。

②ケアマネジャーの独立性、 専門性の向上

- ・ケアマネジャーの独立性や介護、医療に関する専門性を高める。ケアマネジャーの利用においては自己負担を設け、その能力に応じて評価、処遇する仕組みを構築する。

③介護労働における イノベーションの活用

- ・介護ロボット等の機器の実用化や普及を進めるために、安全性を評価する基準の早期策定や国際標準化等に取り組む。

④保険外サービス市場の拡大

- ・保険外サービス市場を拡大し、介護事業者が多様で付加価値の高いサービスを提供する。